

専門性の高い歴史教師を養成するための「教科及び教科の指導法に関する科目」群のカリキュラム開発—歴史研究の立場から—

◎及川英二郎(東京学芸大学人文科学講座歴史学分野)
○小嶋 茂稔(東京学芸大学人文科学講座歴史学分野)
川手 圭一(東京学芸大学人文科学講座歴史学分野)
田中比呂志(東京学芸大学人文科学講座歴史学分野)
下村周太郎(東京学芸大学人文科学講座歴史学分野)
日高 智彦(東京学芸大学人文科学講座社会科教育学分野、平成 29 年度より)
安井 崇(東京学芸大学附属高等学校地理歴史科)
小太刀知佐(東京学芸大学附属高等学校地理歴史科)
山川 志保(東京学芸大学附属高等学校地理歴史科、平成 28 年度のみ)
代表者連絡先:egikawa@u-gakugei.ac.jp

【キーワード】教科の専門性、教職課程、教科に関する専門的事項、教科及び教職に関する科目

1. はじめに

中央教育審議会は、2015 年 12 月に「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～ 学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」(以下、「答申」)と題する答申を提示した。この答申の中では、教員の資質向上のために、今後の養成や研修のあり方に対して様々な提言を行っているが、教員養成大学である本学の教育活動等に関わる内容として、教職課程における"科目の大括り"化が提案されていることに注目される。これは、従来、「教職に関する科目」と「教科に関する科目」とにそれぞれ範疇化されていた教職課程の諸科目を同一の範疇に位置付けることを意味する。なかでも最も特徴的なことは、これまで「教職に関する科目」に位置づけられていた「各教科の指導法」科目と「教科に関する科目」とが、同一の科目群「教科及び教科の指導法に関する科目」に位置づけられることである。答申では、この"大括り化"を踏まえつつ、教科に関する専門的事項と指導法とを融合させる科目の開設を提案するなどしているが、その提案にみられるように、答申によって今後想定される改革の方向性は、指導法との「融合」も意識した、「教科に関する科目」の改善、ならびに、新たに設定される「教科及び教科の指導法に関する科目」において教育効果を高めるための諸方策の開発であると想定される。

本プロジェクトにおいては、上記答申、ならびに本プロジェクトと平行して公示されることが見込まれる次期学習指導要領等の新たな教育内容のあり方を見据えつつ、実地に教育実習の指導を担当する附属高等学校教員との共同研究を通して、答申後に改正される「教育職員免許法」のもとでの新たな教職課程において開設される「教科及び教科の指導法に関する科目」群に設置する従来の「教科に関する科目」に相当する諸科目での教育内容のあり方を開発しようとするものである。

2. 本プロジェクトの目的

答申を受けて、教育職員免許法並びに同施行規則、及び教職課程認定基準等が改正され、各大学の教職課程には相応の変革が迫られることが予想される。本プロジェクトの取組開始時点では、新たに教職課程に設置される「教科及び教科の指導法に関する科目」においてそうした変革がどの程度各大学に要請されるかは明示されていないが、次期学習指導要領に向けた議論の方向性(例えば、高等学校地理歴史科に必履修科目として開設されることが想定される「歴史総合」などの指導法において、「アクティブ・ラーニング」の手法を取り入れることなどが遡及されていること)などを注視すれば、教職課程における「教科に関する科目」での教育内容が従来通りに安住できないことも十分に予想される。また、本学での教育課程が、果たして個々の教科内容に係る専門性の強い教員養成に資しているかも検討されなければならないところである。

上記を踏まえ、本プロジェクトにおいては、下記の3点を中心に検討を深めていくこととしたい。

①次期学習指導要領の議論の方向を注視し、高等学校地理歴史科において新規開設が見込まれている「歴史総合」「世界史探究」「日本史探究」等の教育内容と、それを見据えた大学での「教科に関する科目」の教育内容のあり方について検討を行う。

②「専門性の高い歴史教師の養成」という見地からは、初等教育教員養成課程社会専修(以下、A類社会)の学生で、中学校社会科・高等学校地理歴史科の1種免許状取得を希望する学生が、4年間の教職課程履修を通してどの程度の力量を身に付けられたかの測定が有効であると思われる。そこで附属高等学校で選択実習を行うA類社会の学生の研究授業を実際に参観し、現行の本学の教育課程においてどの程度歴史教師としての専門性が身についているかを確かめ、あわせて、より専門性の高い歴史教師を養成するための教育課程に必要となる指導内容について検討するためのデータとする。

③本プロジェクトと平行して進展することが予想される教育職員免許法・同施行規則・教職課程認定基準の改正の動向を睨みつつ、可能であれば、本学でのカリキュラム改正に際して、本プロジェクトの研究成果を新しいカリキュラムやそこでの開設科目に反映させる。

3. 本プロジェクトの実施

本プロジェクトと平行して、2017年3月に小学校・中学校の次期学習指導要領が公示され、また、本プロジェクトの終了時である2018年3月に高等学校の次期学習指導要領が公示された。特に本プロジェクトにとって主たる検討の対象とすべき高等学校の次期学習指導要領の公示が本プロジェクトに事実上間に合わなかったのは遺憾であったが、本プロジェクトでは、2016年12月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」をも、検討の対象とし、予想される指導要領の方向性を意識しながら研究を進めることとし、それも含めて、下記の諸点に互って研究を進めた。

①小学校・中学校・高等学校の次期学習指導要領において構想されている、一貫した歴史教育の内容構成について、それらを大学の教職課程における「教科に関する科目」にどのように反映させれば良いかについての検討。

②2016年11月に、「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」が公布され、それによって、「教育職員免許法」(以下、教免法)も改正されることとなった。改正された教免法・教育職員免許法施行規則・教職課程認定基準等を検討しつつ、一方においては、2017年7月以降進められた再課程認定の作業をもあわせて研究しつつ、2019年4月以降の教職課程における「教科及び教科の指導法に関する科目」群のカリキュラム構成や、その中の「教科に関する専門的事項」についての科目のあり方について検討を行った。

③2016年度においては、A類社会に属する学生の選択実習の指導教諭を担当する附属高等学校地理歴史科の教諭との協議を実施し、中学校社会科・高等学校地理歴史科の1種免許状にふさわしい専門的知見の水準とそれを身に付けさせるための教職課程の教育内容のあり方について検討した。あわせて、2017年度の9月～10月にかけては、附属高等学校で実施されたA類社会に属する学生の選択実習における研究授業を参観し、高等学校における日本史や世界史の授業を構成していくための専門的力量がどれだけ本学学生に身につけているかを検討した。

④歴史学分野に属するプロジェクト構成員は、上記の研究成果を踏まえつつ、各自が実際に教職課程において担当しているそれぞれの、「〇〇史概論」「歴史学文献講読」「歴史学基礎演習」「〇〇史研究」「〇〇史演習」等の授業内容をどのように改善していけばよいか個々に検討した。

あわせて、指導法に関する科目との連携や、複合科目（文部科学省初等中等教育局教職員課『教職課程認定申請の手引き（教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き）（平成31年度開設用）【再課程認定】』（http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1399047.pdf）35頁等に例示される「教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」）の可能性についても、歴史学研究の立場から検討を行った。

4. 成果と課題(中期目標・中期計画の関連等も含め)

小学校・中学校の次期学習指導要領、ならびに、次期高等学校学習指導要領を見据えた2016年12月の中教審答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」等の分析を踏まえた結果、社会科・地理歴史科の歴史系教育内容においても、従来の"何を教えるか"といった視点は維持されつつ、歴史を学ぶことを通してどのような資質・能力を身につけられるかという視点も重視されるようになったことが明らかとなってきた。

具体的な例を挙げれば、例えば、中学校社会科の学習指導要領においては、その「目標」を3項目提示しているが、その(1)においては「我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等に関して理解するとともに、調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする」、(2)においては、「社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う」とあり、「様々な情報を効果的に調べまとめる技能」であるとか、「選択・判断したりする力、……説明したり……議論したりする力」を身に付けたり養うことが目標とされている。新指導要領の教育内容の構成の仕方も「知識・技能」を基礎に置きつつも、あくまでも「思考力・判断力・表現力」を身に付けることに主眼が置かれているように見受けられる。この傾向は、高等学校の学習指導要領においても同様であろう。

従来の「教科に関する科目」においては、いわば新指導要領で提示される「知識」に相当する大学レベルの高度な知識や学問的成果が講述される傾向にあった。今後は「指導法」科目との適切な棲み分けを企図しつつも、「教科に関する専門的事項」の科目としては、将来教壇に立つ受講学生達に対して、新指導要領が掲げる「思考力・判断力・表現力」を意識した内容を含んでいかなければならないであろう。

一方で、本プロジェクトの遂行期間中、「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」の公布による教免法の改正が行われ、2015年12月の中教審答申における教職課程における科目の"大括り化"は、教員養成にかかる科目を一括して「教科及び教職に関する科目」として位置づけることによって実現

し、その下位区分(「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」「大学が同時に設定する科目」)の必要単位数等は、文部科学省令(施行規則)にて定められることとなった。

ただ、新免許法に伴う、教職課程の再課程認定作業に必要な情報の提示が2017年7月までずれ込み、同法の施行規則に至っては同年11月までずれ込んだため、本プロジェクトにおいてそれらを前提として研究を進める十分な時間が確保できなかったことは遺憾であったと言わざるを得ない。また、2015年の中教審答申において言及があった、教科の指導法と専門的事項を融合させた科目や教科の内容構成に係る科目についても、施行規則においては特段の言及がなく、教職課程認定基準のなかで、わずかに「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる」と記述されるのみであった。しかしながら、2017年9月に出された「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて一国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書」での提言を踏まえれば、2019年4月以降の新たな教職課程には間に合わないまでも、「複合科目」を巡っては今後益々その重要性が高まることが予想されよう。

また、A類社会に属する学生の中学校・高等学校の教員免許取得のための附属高等学校での教育実習を参観し、その授業内容や構成の仕方の分析を通して、専門性の高い歴史教師を養成するという観点から、本学の教職課程のあり方や「教科に関する科目」として認定を受けている諸科目の内容の改善をはかるための具体的方策を、プロジェクトのメンバーが個々に検討を行った。今回の再課程認定では、事実上、新施行規則における「教科に関する専門的事項」に係る授業については再課程認定を受けない仕組みとなっていたため、ストレートに2019年4月以降の本学カリキュラムには外形的には反映させることはかなわなかったが、授業の中の細かい論点において、本プロジェクトの成果を反映させることが期待できる。

5.今後の課題

今後は、本プロジェクトに参加した個々の教員が、教職課程で展開する「教科に関する科目」(旧法、2018年4月入学学生まで対象)、「教科に関する専門的事項」(新法、2019年4月入学生以降対象)に関する科目の授業実践の中で、研究成果を反映させた授業を進め、国立の教員養成大学にふさわしい教職課程の授業科目としてより適正の高いものに改善していく努力を続けていく必要がある。

引き続き、A類社会に属する学生が、中学校・高等学校での教員免許を取得するために履修する選択実習における研究授業等の参観を続け、専門性の高い歴史教師を育成するために、学士課程教育において、現状の本学の教育課程に何が不足しているのか、さらなる検討・検証を進めていく必要がある。

また、2023年度入学生以降に想定されている、本学の次のカリキュラム改正に際して、「複合科目」を効果的に活用した教職課程を構想できるように、今後も研究を続けていきたい。